

# 【倫理綱領】

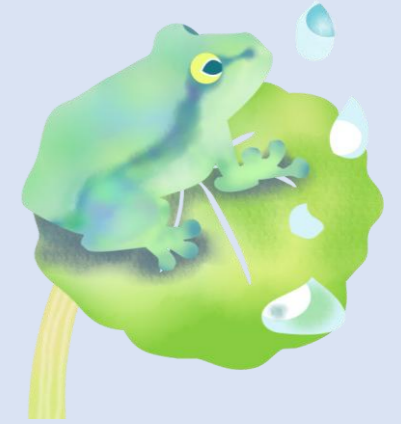
～前文～

障害のある人たちが、人間としての尊厳が守られ、豊かな人生を自己実現できるよう支援することが、私たちの責務です。

そのため、私たちは支援者のひとりとして、確固たる倫理観をもって、その専門的役割を自覚し、自らの使命を果たさなければなりません。

ここに倫理綱領を定め、私たちの規範とします。

1. 生命の尊厳 私たちは、障害のある人たちの一人ひとりを、かけがえのない存在として大切にします。
2. 個人の尊重 私たちは、障害のある人たちの、ひとりの人間としての個性、主体性、可能性を尊びます。
3. 人権の擁護 私たちは、障害のある人たちに対する、いかなる差別、虐待、人権侵害も許さず、人としての権利を擁護します。
4. 社会への参加 私たちは、障害のある人たちが年齢、障害の状態などにかかわらず、社会を構成する一員としての市民生活が送れるよう支援します。
5. 専門的な支援 私たちは、自らの専門的役割と使命を自覚し、絶えず研鑽を重ね、障害のある人たちの一人ひとりが豊かな生活を実感し、充実した人生が送れるよう支援し続けます。



引用資料：公益財団法人 日本知的障害者福祉協会、一般社団法人 長野県知的障がい福祉協会

# 【事務局 行動規範】

『利用者さんにとって利益のあることか？』  
常に念頭に置いて考え、行動します。

安心と信用を得られるように・・・  
『法令を遵守』します。『守秘義務』を守ります。

我がごと  
意識

利用者  
主体

安心  
信用

公平  
誠実

誰に対しても『公平に』向き合います。  
利用者さんだけでなく職員の皆さんも幸せを  
実感できるように『誠実に』向き合います。

『自分だったら』と立ち止まれる習慣を持ち、  
法人運営・地域づくりに努めます。  
『断らない』意識を大切にします。

法人全体の『下支え』をする存在として  
『迅速』『公正』に行動していきます。

かえる ⇒ 不退転（何があっても挫けず、屈することなく、突き進む。無事にカエル、福がカエルなど 蓮の花 ⇒ 清らかな心など

